

福岡県公報

平成17年9月21日
第2440号

目次

告示(第1751号-第1772号)

○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課)	1
○救急病院の認定	(医療指導課)	1
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	2
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	2
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	2
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	3
○土地改良区の換地処分	(農地計画課)	3
○土地改良区の換地処分	(農地計画課)	3
○共同漁業及び区画漁業の免許	(漁政課)	3
○漁業権の変更の免許	(漁政課)	4
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課)	4
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課)	4
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課)	5
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課)	5
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課)	5
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課)	5
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課)	6
○大規模小売店舗の新設の届出	(商業・地域経済課)	6
○土地改良事業計画の変更の認可申請の適否決定	(農地計画課)	7
○土地改良区の解散	(農地計画課)	7

○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課)	7
○土地改良区の定款の変更の認可	(農地計画課)	8

公 告

○平成17年度家畜商講習会の開催	(畜産課)	9
公安委員会		
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会の開催	(警察本部生活安全総務課)	9
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会の開催	(警察本部生活安全総務課)	10

告 示

福岡県告示第1751号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成17年9月21日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 ゆめタウン筑紫野
 - (2) 所在地 福岡県筑紫野市針摺30番21 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第1752号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成17年9月21日

福岡県知事 麻 生 渡

病院の名称	所在地	有効期間
川浪病院	福岡市早良区野芥1-2-36	平成17年8月1日から平成20年3月31日

福岡県告示第1753号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年9月21日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成17年8月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人太宰府ボランティアネットワーク
 - (2) 代表者の氏名
富永 敦夫
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県太宰府市観世音寺四丁目3番2号
 - (4) 定款に記載された目的

この法人は、太宰府市近郊の高齢者、障害者などに対し日常生活支援、健康づくりとパソコン指導を行うとともに、近郊の市民には、地域文化の資源（資産）の活用に関する企画及びイベントを開催する。また、NPO・ボランティアの運営全般に関する支援（助言、事務代行など）と支援を行う施設運営を受託し、第4条各号に掲げる活動を目的とする公共施設の運営受託を図り、市民公益活動に貢献することを目的とする。

福岡県告示第1754号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年9月21日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成17年9月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人 音楽文化創造団体ル・シェル
 - (2) 代表者の氏名
熊本 陵平
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県北九州市小倉北区黒原二丁目39番18号
 - (4) 定款に記載された目的

この法人は、一般市民に対して音楽教室や音楽イベントといった音楽文化との接点を作ることに関する事業を行うことで、生きがい探しや地域住民の交流を推進するとともに、これらの活動に地域音楽家を活用することで職業能力の向上の場を提供し、もって地域の音楽文化向上に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1755号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年9月21日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成17年9月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称
特定非営利活動法人 障害者支援協会

(2) 代表者の氏名
江田 久美子

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県北九州市小倉北区上到津一丁目12番15号

(4) 定款に記載された目的
この法人は、障害者及び障害者支援に関わる人々に対して、障害者の自立のための支援活動並びに障害者支援の人材育成を行い、地域コミュニティの形成及び福祉の増進等広く公益に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1756号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年9月21日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年8月31日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称
特定非営利活動法人 ヘルパーステーション 和

(2) 代表者の氏名
藤 和隆

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県太宰府市梅香苑二丁目9番16号

(4) 定款に記載された目的
(旧) この法人は、要介護者や要支援者及び虚弱者に対して、個々の解決すべき課題や状況に応じた介護サービスと支援に関する事業を行い、保健、医療又は福祉

の増進に寄与することを目的とする。

(新) この法人は、要介護者と要支援者に対して、個々の解決すべき課題や状況に応じた介護サービスと支援に関する事業を行う。また、身体障害者、知的障害者、障害児に対して身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法に基づく居宅介護等事業を行い、保健、医療又は福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1757号

土地改良区から、次のように換地処分をした旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定により公告する。

平成17年9月21日

福岡県知事 麻 生 渡

土地改良区名	換地処分をした地域	換地処分年月日
猿杭・狐迫土地改良区	田川郡大任町大字今任原及び大字大行事 (猿杭・狐迫地区一工区換地区)	平成17年8月18日

福岡県告示第1758号

土地改良区から、次のように換地処分をした旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定により公告する。

平成17年9月21日

福岡県知事 麻 生 渡

土地改良区名	換地処分をした地域	換地処分年月日
猿杭・狐迫土地改良区	田川郡大任町大字今任原 (猿杭・狐迫地区二工区換地区)	平成17年8月18日

福岡県告示第1759号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定に基づき、平成17年9月1日付けで筑

前海区における共同漁業及び区画漁業を次のように免許した。

平成17年9月21日

福岡県知事 麻 生 渡

免許番号	漁業権者の住所	漁業権者の名称	免許の内容及び制限又は条件	存続期間
筑共第14号	福岡県遠賀郡芦屋町西浜町3839番地の2	遠賀漁業協同組合外1 漁業協同組合	漁業法に基づく漁業の免許の内容たるべき事項等（平成16年5月福岡県告示第987号及び平成16年9月福岡県告示第1641号）の内容のとおり	平成17年9月1日から平成25年8月31日まで
筑共第15号	〃	遠賀漁業協同組合	〃	〃
筑区第410号	福岡県糸島郡志摩町大字岐志778番地の5	糸島漁業協同組合	漁業法に基づく漁業の免許の内容たるべき事項等（平成17年5月福岡県告示第1066号）の内容のとおり	平成17年9月1日から平成20年8月31日まで

福岡県告示第1760号

漁業法（昭和24年法律第267号）第22条第1項の規定に基づき、平成17年9月1日付で漁業権の変更について、次のように免許した。

平成17年9月21日

福岡県知事 麻 生 渡

筑区第205号区画漁業権の漁場区域を次のように変更する。

次の(イ)、(ロ)、(ハ)及び(ニ)を順次結んだ直線によって囲まれた区域。

基点第65号 糸島郡志摩町大字岐志岐志漁港西防波堤灯台

(イ) 基点第65号から真方位225度 323メートルの点

(ロ) 基点第65号から真方位229度34分 746メートルの点

(ハ) 基点第65号から真方位241度46分 753メートルの点

(ニ) 基点第65号から真方位252度50分 340メートルの点

福岡県告示第1761号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成17年9月21日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十七年九月二十五日福岡県告示第千四百二十号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び嘉穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1762号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成17年9月21日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十六年十一月二十四日福岡県告示第千七百五十二号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び嘉穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1763号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成17年9月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十八年十二月十七日福岡県告示第二千九十三号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び嘉穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1764号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成17年9月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十八年十月十八日福岡県告示第千七百三十号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び嘉穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1765号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成17年9月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十六年六月二十三日福岡県告示第九百三十六号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び嘉穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1766号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年9月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 (1) 解除予定保安林の所在場所

嘉穂郡筑穂町大字内住字妙見1620の3、穂波町大字高田字尾藤1747の2、1747の3

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 解除の理由

道路用地とするため

2(1) 解除予定保安林の所在場所

嘉穂郡筑穂町大字内住字浦ノ谷1046の15

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 解除の理由

道路用地とするため

福岡県告示第1767号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年9月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 解除予定保安林の所在場所

田川郡添田町大字添田字虹淵713の4から713の6まで、714の8から714の10まで、714の13

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

福岡県告示第1768号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び北九州商工事務所において縦覧に供する。

平成17年9月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成17年9月5日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 イオンスーパーセンター岡垣店

(2) 所在地 福岡県遠賀郡岡垣町大字黒山338番1 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
イオン九州株式会社	福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
イオン九州株式会社	福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号
その他未定	

4 大規模小売店舗を新設する日

平成18年5月6日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

17,072㎡

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
福岡県遠賀郡岡垣町大字黒山338番1 外	1,341

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
福岡県遠賀郡岡垣町大字黒山338番1 外	212

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
福岡県遠賀郡岡垣町大字黒山338番1 外	287.7

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立法メートル)
福岡県遠賀郡岡垣町大字黒山338番1 外	88.5

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
イオン九州株式会社	午前7時	午前2時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前6時30分～午前2時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

5ヶ所 福岡県遠賀郡岡垣町大字黒山338番1 外

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

福岡県告示第1769号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可申請を平成17年9月9日付で適当であると決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成17年9月21日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
宮田町鶴田土地改良区	土地改良事業変更計画書の写し	平成17年9月21日から平成17年10月21日まで	宮田町役場 小竹町役場

福岡県告示第1770号

次の土地改良区が土地改良法(昭和24年法律第195号)第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

平成17年9月21日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	解散認可年月日
上有木土地改良区	平成17年9月7日

福岡県告示第1771号

行橋市御清水池土地改良区から役員就任及び退任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成17年9月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
岡本 一夫	行橋市大字下崎971番地
末松 茂	〃 行事一丁目13番16号
森上 守春	〃 大字延永31番地
野田 千萬里	〃 大字下崎1370番地
竹田 広志	京都郡苅田町大字上片島1908番地
林 吾六	〃 勝山町大字黒田1038番地1
木村 昭一	行橋市行事一丁目13番36号

長田正一	〃 大字二塚510番地 5
平塚新吾	〃 大字吉国508番地 2
進谷須佐男	〃 大字延永621番地
中村勝正	〃 大字長音寺89番地 1
吉本篤二	〃 大字下津熊1135番地
廣瀬茂	〃 大字草野210番地 1
飯田悟	〃 大字長木814番地
島田文男	〃 大字下崎494番地 2
光藤一雄	〃 大字長尾416番地
野田宝元	〃 大字福丸820番地29
宮崎秀則	京都郡苅田町大字岡崎250番地 1
渡邊裕	〃 〃 大字下片島939番地 1
中川幸美	〃 勝山町大字黒田1667番地

2 退任監事

氏名	住所
齊藤周三	行橋市大字二塚530番地 2
國吉清	京都郡苅田町大字上片島1901番地
谷好道	〃 勝山町大字黒田1618番地 1

3 就任理事

氏名	住所
榎静馬	行橋市行事六丁目 3番 6号
森上和夫	〃 大字延永757番地
野田千萬里	〃 大字下崎1370番地
松本竹二	京都郡苅田町大字上片島1958番地
林吾六	〃 勝山町大字黒田1038番地 1
木村昭一	行橋市行事一丁目13番36号
二見昭博	〃 大字二塚328番地

平塚新吾	〃 大字吉国508番地 2
進谷須佐男	〃 大字延永621番地
松本守俊	〃 大字長音寺155番地 2
榎本武治	〃 大字下津熊1041番地 1
廣瀬茂	〃 大字草野210番地 1
飯田悟	〃 大字長木814番地
岡本一夫	〃 大字下崎971番地
島田文男	〃 大字下崎494番地 2
楠博義	〃 大字長尾226番地
穂本九一郎	〃 大字徳永377番地 1
川上英巳	〃 大字入覚1481番地
宮崎秀則	京都郡苅田町大字岡崎250番地 1
渡邊裕	〃 〃 大字下片島939番地 1
中川幸美	〃 勝山町大字黒田1667番地

4 就任監事

氏名	住所
田口保幸	行橋市行事五丁目14番30号
國吉清	京都郡苅田町大字上片島1901番地
谷好道	〃 勝山町大字黒田1618番地 1

福岡県告示第1772号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成17年9月21日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	認可年月日
--------	-------

吉井第五土地改良区
三井郡床島塚土地改良区
筑後西部土地改良区
宮田町鶴田土地改良区

17・9・7

公 告

公告

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定により、平成17年度家畜商講習会を次のとおり開催する。

平成17年9月21日

福岡県知事 麻 生 渡

1 講習の目的

家畜の取引の業務に必要な知識の習得を図る。

2 講習の対象者

家畜の取引の業務を行うため家畜商免許を必要とする者

3 開催日時及び場所

日	時	場 所
平成17年10月20日（木曜日）	午前9時～午後5時	福岡市博多区東公園7番7号
平成17年10月21日（金曜日）	〃	福岡県庁地下1階7号会議室

4 講習科目

科 目	時 間
家畜の取引に関する法令	4
家畜の品種及び特徴	4
家畜の悪癖、機能障害及び疾病	6

5 受講手続

- (1) 受講希望者は受講申込書一部に写真（申込み前6か月以内に撮影した上半身、無帽、正面向きのもの）を貼付し、平成17年10月12日（水曜日）までに福岡県農政部畜産課（〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「畜産課」という。

）に提出すること。

また、受講手数料3,100円（福岡県領収証紙によること。）は、領収証紙納付書に貼付の上、講習会第1日目の講習会場受付に提出すること。

- (2) 講習会の受付は、講習会第1日目の午前8時30分から午前9時までの間に行う。
(3) 受講申込書は、畜産課又は福岡県の農林事務所で作付する。

6 講習の特例措置

家畜商法施行令（昭和28年政令第252号）第1条の4第1項ただし書の規定による講習の特例措置の適用を受けようとする者は、講習時間の特例措置適用申請書に必要事項を記入の上、獣医師免許証又は家畜人工授精師免許証の写しを添付し、受講申込書の提出時に提出すること。

7 修了証明書の交付

所定の講習科目を修了した者には、修了証明書を交付する。

8 その他

- (1) 受講者は、筆記用具を持参すること。
(2) 講習会用テキストは、当日受付でありません（実費3,000円程度）
(3) 受講手続その他の問い合わせは、畜産課又は福岡県の農林事務所に対して行うこと。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第189号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成17年9月21日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所等

- 講習の日時
平成17年10月25日（火）午前10時から午後5時までの間

- ・ 講習の場所
飯塚市大字柏の森159番地の26 飯塚警察署会議室
- ・ 受講対象者
福岡県内に住所を有する者

2 猟銃等講習会の時間及び科目

時 間	科 目
10：00～15：00	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15：00～16：00	講習結果に対する考査
16：00～17：00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- ・ 講習受講希望者は、猟銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- ・ 上記申し込みは、受講日の1週間前までにすること。
- ・ 受講申込者は、申請の際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- ・ 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び猟銃等講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- ・ 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第190号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成17年9月21日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所等

日 時	場 所	講習警察署
平成17年10月20日（木） 13：30～16：30	甘木市大字甘木225番地の1 甘木警察署 会議室	甘木警察署
平成17年10月20日（木） 13：30～16：30	豊前市大字荒堀535番地の1 豊前警察署 会議室	豊前警察署
平成17年10月25日（火） 13：30～16：30	大牟田市不知火町3丁目8番地 大牟田警察署 会議室	大牟田警察署
平成17年10月27日（木） 13：30～16：30	福岡市博多区博多駅前2丁目8番24号 博多警察署 会議室	博多警察署

2 猟銃等講習科目

- ・ 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- ・ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- ・ 講習受講希望者は、猟銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- ・ 上記申し込みは、受講日の1週間前までにすること。
- ・ 受講申込者は、申請の際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- ・ 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び猟銃等講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- ・ やむを得ない理由で受講場所を変更したい時は、指定受講日の2日前までに住所地を管轄する警察署に申請の上、指定受講月日及び場所の変更承認を受けた者に限り、他警察署の講習会を受講することができる。
- ・ 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。